

# 2019 Inter Proto e Series Sporting Regulations

## IPeS特別規則

### 公示

本シリーズは、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則とその付則、並びに、それらに準拠した本規則書に従って開催される。すべての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守すると共に、当運営の指示に従う義務を負うものとする。

### 第1章 総則

#### 第1条 組織

Inter Proto e Series（以下、「IPeS」という。）は、ドリームレーシングプロジェクト（以下、「IPeS事務局」という。）により運営する。

#### 第2条 規則

本シリーズは、以下の規則等を遵守すること。

- FIA国際モータースポーツ競技規則
- JAF国内競技規則
- Inter Proto e Series Sporting Regulations
- IPeS特別規則

#### 第3条 開催場所及び、日程

##### 1. 開催場所

オンライン

##### 2. 大会日程

- |     |            |
|-----|------------|
| 第1戦 | 6月8日（土）    |
| 第2戦 | 7月15日（月祝）  |
| 第3戦 | 8月12日（月祝）  |
| 第4戦 | 9月16日（月祝）  |
| 第5戦 | 10月14日（月祝） |
| 特別戦 | 11月16日（土）  |

IPeSは大会の日程及び競技会の回数を変更する場合がある。その場合においてIPeSオフィシャルサイトにより公示される。

## 第2章 参加に関する規則

### 第4条 参加ドライバー

IPeS事務局に申請・承認されなければならない。

### 第5条 参加登録

1. IPeSオフィシャルサイトエントリーフォームから毎戦参加申請し、参加受理をメールを受信すること。
2. 受付期間は、IPeS事務局によって決定される。
3. 参加料は無料とする。

### 第6条 参加の義務

MOD申請した者は、IPeSに参加することが義務付けられない。毎戦参加は任意とする。

### 第7条 参加マシンMOD

IPeS事務局が配布するMOD「IPS kuruma 2019」に限る。

### 第8条 ゼッケン

ゼッケンは指定不可。

### 第9条 参加条件

ハンドルコントローラーの使用。他車位置がわかる追加アプリインストール。

## 第3章 競技に関する規則

### 第10条 マシンセッティング

マシンMODのセッティング変更は不可とする。

### 第11条 レース環境設定

- Dynamic Track  
ON(GREEN)
- Assists  
ABS : Factory  
Traction Control : Factory  
Stability Aid : No  
Auto Cluch : Yes  
Tyre Blankets : No  
Force Virtual Mirror : Yes

- Realism

Fuel Rate : 100

Damage Rate : 100

Tyre Wear Rate : 100

Allow Tires Out : 0

Max Ballast : 0

Jump Start : Car Locked (ローリングスタートのため)

Disable Gas Cut Penalty : Yes

## 第12条 予備予選

一大会の参加人数が40人を超えた場合、予備予選を行う。開始時間は、セカンドステージ1時間前までに集計できるように開始する。予備予選は30分間で1グループ30台を上限とし、IPeS事務局が任意でグループ分けを行う。参加者は、IPeS事務局が指定する時間内に、ログインしなければならない。指定時間にログインできなかった場合、欠場扱いとする。指定時間はメール及びオフィシャルサイトで告知する。予備予選の上位12台がファイナルステージに参加できる。また、13位～42位までをセカンドステージに参加できるものとする。

## 第13条 セカンドステージ

予選を15分間とする。公示された時間内にログインしタイムアタックを完了すること。予選結果のグリッド順に、決勝レース9ラップをローリングスタートで行う。

## 第14条 ファイナルステージ

公式予選は15分間とする。公示された時間内にログインしタイムアタックを完了すること。予選結果のグリッド順に、決勝レース11ラップをローリングスタートで行う。

## 第15条 ローリングスタート方式

1. シグナルスタートから1周目をローリングラップとする。
2. ローリングラップ中は追い越し禁止。但し違反無く追い越された場合は、元のポジションまで追い越しできる。
3. 先頭車両は時速60km～120kmをキープすること。
4. ホームストレートPanasonic看板までに隊列を整え、アウトサイド及びインサイドのマシンはそれぞれ、グリッド枠を超えないように2列をキープすること。
5. 先頭車両がスタートラインを超えた瞬間から加速することができる。
6. 後方車両はスタートラインを超えるまで車線変更及び追い越しはできないものとする。前方にトラブル車両があった場合はこの限りではない。

## 第16条 レースにおけるドライブ行為の規律

ドライバーはFIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」を遵守しなければならない。違反したドライバーはレース終了後にタイム加算等のペナルティーが与えられる。

## 第17条 シリーズポイント

1. ドライバースポイントは、以下のとおりに与えられる。

|          | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 決勝レース    | 25 | 21 | 18 | 15 | 13 | 11 | 9  | 8  | 7  | 6   | 5   | 4   |
| セカンドステージ | 3  | 2  | 1  |    |    |    |    |    |    |     |     |     |

2. シリーズ終了時、各々のドライバー順位が同ポイントの場合は、次の順に決定する。

- ・ 上位入賞回数の多い順
- ・ 上記の入賞回数と同点の場合は、最終戦の順位

## 第18条 参加ドライバーの遵守事項

1. 参加ドライバーは、自己の参加に係るすべての者に、すべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
2. 参加ドライバーは大会期間中、自己のマシンMODが不正改造されていないことを保証しなければならない。
3. 大会期間中、エントリーに係るすべての関係者は、当該参加ドライバーと同様に規則を遵守しなければならない。
4. 参加ドライバーは秩序を保った行動をすること。相互に、または運営に対して攻撃的または侮辱的な言動を行うことは厳に慎まなければならない。

# 第4章 プロモーションに関する規則

## 第19条 広告スペース

1. 参加者は原則として、IPeS事務局が規定するIPeS公式スポンサーと競合する参加者自身のスポンサーの広告を表示することはできない。ただし、IPeS事務局が特別に許可した場合はこのかぎりではない。
2. 参加者はマシンMODのスキンを自由にデザイン変更できる。

## 第20条 プロモーション協力

参加者は、公式スポンサーのプロモーション活動に積極的に協力すること。

## 第5章 IPeS特別規則

### 第21条 ストレートでのポジション防御

車線変更は2回までとする。

### 第22条 ブレーキング時の車線変更禁止

コーナー進入時に後方1車身以内に他車がいる場合、ブレーキングを開始した時点から車線を変更することを禁止する。

### 第23条 コーナリング時の優先権

2車以上が並んでコーナリングする場合、前方車両の後輪軸より前に後方車両の前輪軸がある場合、お互いにスペースを確保しなければならない。

前方車両の後輪軸より後に後方車両の前輪軸がある場合、前方車両に優先権がある。

### 第23条 コース外走行の禁止

4輪全てがコース外（白線より外）に出た場合、コース外走行とみなす。

### 第23条 ローリングラップ中のポジション回復禁止

ローリングラップ中にスピン及びコースオフしたマシンは、全車通過後に隊列復帰できる。

但し、予選順位のポジションに戻すことはできない。

### 第24条 ローリングラップの不成立は無し

ローリングラップ中に追い越しや速度超過し、隊列が整わない状態でも先頭車両がスタートラインを超えた時点でレーススタートを成立とする。

### 第25条 ペナルティの実施

各セッションで違反した車両全てにレース終了後、10秒～30秒のタイムを累積して加算する。

累積で60秒以上のペナルティを受けた車両は失格とする。

ローリングラップを無視した車両は失格とする。